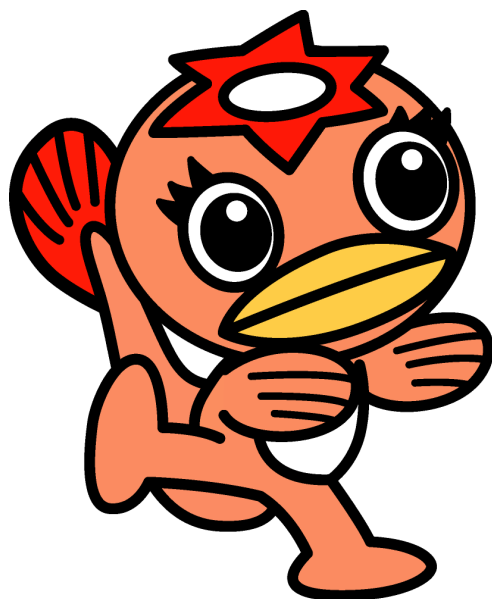


環境基本計画、総合計画に 基づく市施策等の行政運営

◆ 環境首都コンテスト第2回、第3回、第5回先進事例表彰 ◆



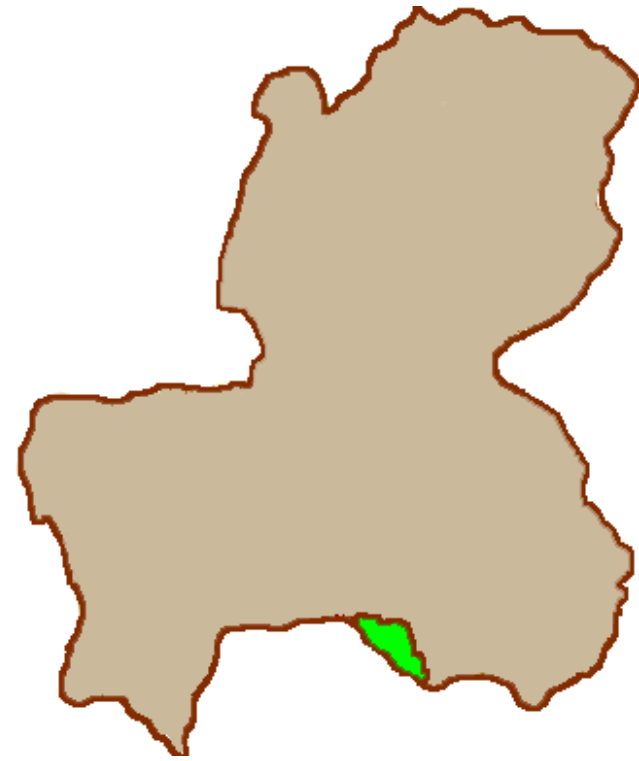
多 治 見 市

多治見市の概要

昭和15年市制施行

人口 117,246人 (H21.4.1現在)

面積 91.24平方キロメートル



- **陶磁器を地場産業として
栄えたまち**

- **・美濃焼の生産地、集積地(卸)**

- **昭和50年代から名古屋のベッドタウンへ**

- **・盆地形状の地形 底部に旧市街地 丘陵地に新住宅団地**

- **名古屋圏への住宅供給地**

- **・名古屋都心に30分圏**

多治見市の市政方針

● 行政の改革を進める

行政の役割を見直し、行財政改革を進める

— 計 画 行 政 — 第5次多治見市総合計画(H13～19年度)
第6次多治見市総合計画(H20～27年度)

実行可能な計画とし、進行管理を着実にを行う

— 行政改革大綱 — 第4次行政改革大綱(H14～17)
第5次行政改革大綱策定(H18、H19～21)
— 人事制度改革 — 目標管理制度(H13～)人事評価制度

● 市民参加の確立

市民参加は、市民と職員双方を育てる

● 情報公開制度の充実

公正で透明性ある行政運営を保障する

市民参加を促す行政情報の共有化

行政のアカウントビリティ(説明責任)

第6次総合計画がスタート

計画全体の構造

めざすまちの将来像
『人が元気!まちが元気!多治見』

「元気」をキーワードとしたまちづくりの視点

みんなで支えあう
まちづくり

収入構造
の転換

教育・文化

産業・経済

都市基盤

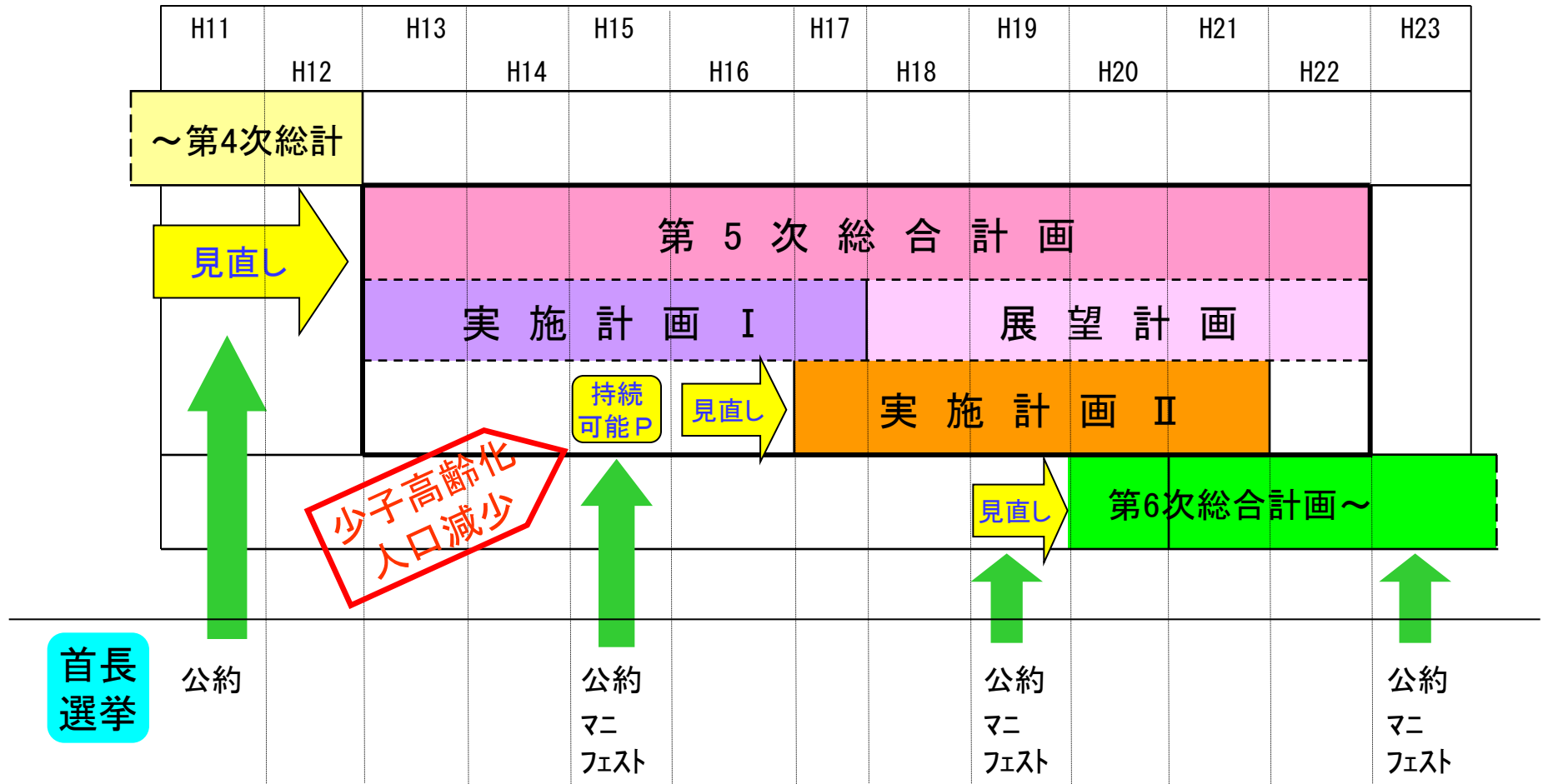
生活環境

保健・医療・福祉

事業の評価
と選択

行政運営・経営

総合計画期間と首長選挙の関係



作業スケジュールの一元化

政策形成、予算編成、事業評価、人事評価の一体化

- 総合計画及び行政改革の進行管理と予算編成作業に係る重複作業の回避
- 受注各課の作業負担の軽減
- 発注部署に対する不満、迷惑意識の排除と連携意識の強化
- 年間スケジュールの公表による事前準備の容易化
- 政策形成、遂行の人事評価への反映を明示

次年度政策形成期

4月～7月
政策形成ヒアリング
市長ヒアリング

予算編成期

8月～11月
概算予算要求
枠配分額決定
編成方針確定

政策・人事評価期

12月～1月
政策評価
人事評価

政策
予算
人事確定期
2月～3月

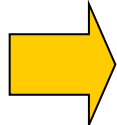
環境基本条例と環境基本計画

- 多治見市環境基本条例(平成11年4月1日施行)
初の個別基本条例、前文、口語体
- 多治見市環境基本計画(環境基本条例第7条の規定により、平成12年3月策定、第2次計画:平成21年3月策定)
 - 4つの環境分野と重点施策
 - 1 自然環境:水辺環境の保全
 - 2 物質の循環:循環型社会システム構想
 - 3 生活環境:緑化の推進
 - 4 地球環境:地球温暖化の防止
 - 市民との連携協力
 - 三者協議会、ISO14001規格に沿った進捗管理

政策形成手法

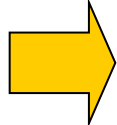
政策形成ヒアリング・予算ヒアリング等

企画課



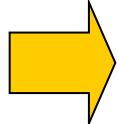
総合計画実行計画
行政改革の視点からチェック

財政課



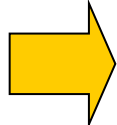
財政・予算の視点からチェック

人事秘書課



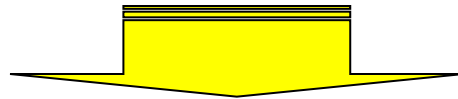
定数・目標管理の視点からチェック

環境課



環境 | SO進行管理の視点からチェック

市長による全部課長ヒアリング



予算編成

政策形成ヒアリングとは何か

- 市が行うすべての事業について、予算化前にチェックを行う
(おおむね6月に行う)
- チェック内容は、
 - 総合計画に沿っているか
 - 中期財政計画に沿っているか
 - 行政改革大綱に沿っているか
 - **環境配慮がなされているか**
 - ・ **環境基本計画に沿っているか**
 - ・ **事業の環境負荷を軽減する工夫がされているか**

ヒアリングの効果（環境の視点）

- **建設事業**：自然エネルギーの活用、緑地面積の確保、その他環境基本計画に掲げた目標を具体化
- **イベント等**：廃棄物削減や公共交通機関の活用など、企画段階での工夫を促進
- 各課で事業を計画する際、最初から環境配慮必要条件であるという意識を定着化

環境行政はすべての課が実施

- 以前は、環境課が行う事業を環境行政と位置付けていた。
- 市役所内の全ての課が、それぞれの専門領域の中で環境配慮を行い、環境行政を推進する。
- 環境課は、事務局となって「総合調整」「進行管理」を行う。

市の公共事業の環境影響評価の実施

《目的》

事業の計画・施行にともなう環境への影響の調査及び評価を事前に行うことにより、多治見市の行う事業が環境に与える負荷を最小に抑える

《対象となる事業》

原則として、市の行うすべてのハード、ソフト事業
(例外規定あり)

《環境影響評価の方法》

「多治見市事業の環境影響事前調査等実施要綱(平成11年多治見市訓令甲第14号の2)」に基づき調査・評価を行う

評価・審査の手順

事業担当者による事業の設計

環境チェックシートによる評価

環境課での審査

環境影響評価員によるチェック

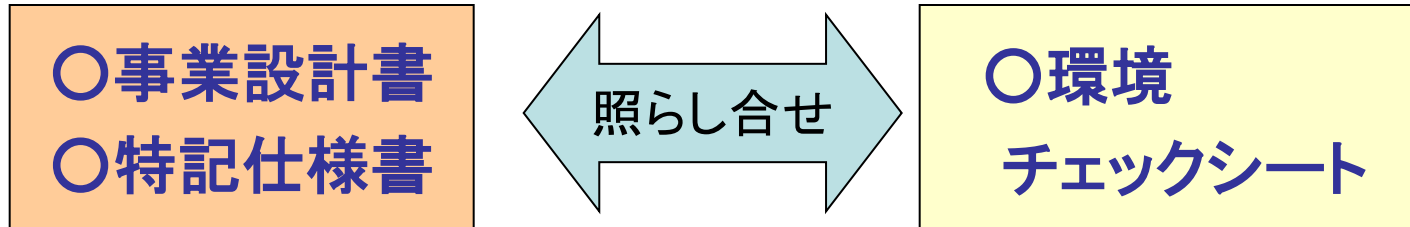
事業の施行や見直しに生かす

2
段
階
の
審
査

環境課での審査

設計した事業内容において、最低限の環境配慮ができて
いるかを審査

⇒環境課：事前環境影響評価担当者 & 課長により合議承認



例えば・・・

物品の購入⇒グリーン購入品を購入しているか！

工事⇒評価した環境配慮内容が事業設計書の中で担保されているか！

・廃棄物の適正な処分　・再生資材の使用　・低公害型の機械等の使用

事業委託⇒イベントなどでは、廃棄物の減量等の工夫がされているか！

印刷・製本では、環境に負荷とならない紙やインクの使用を指定しているか！

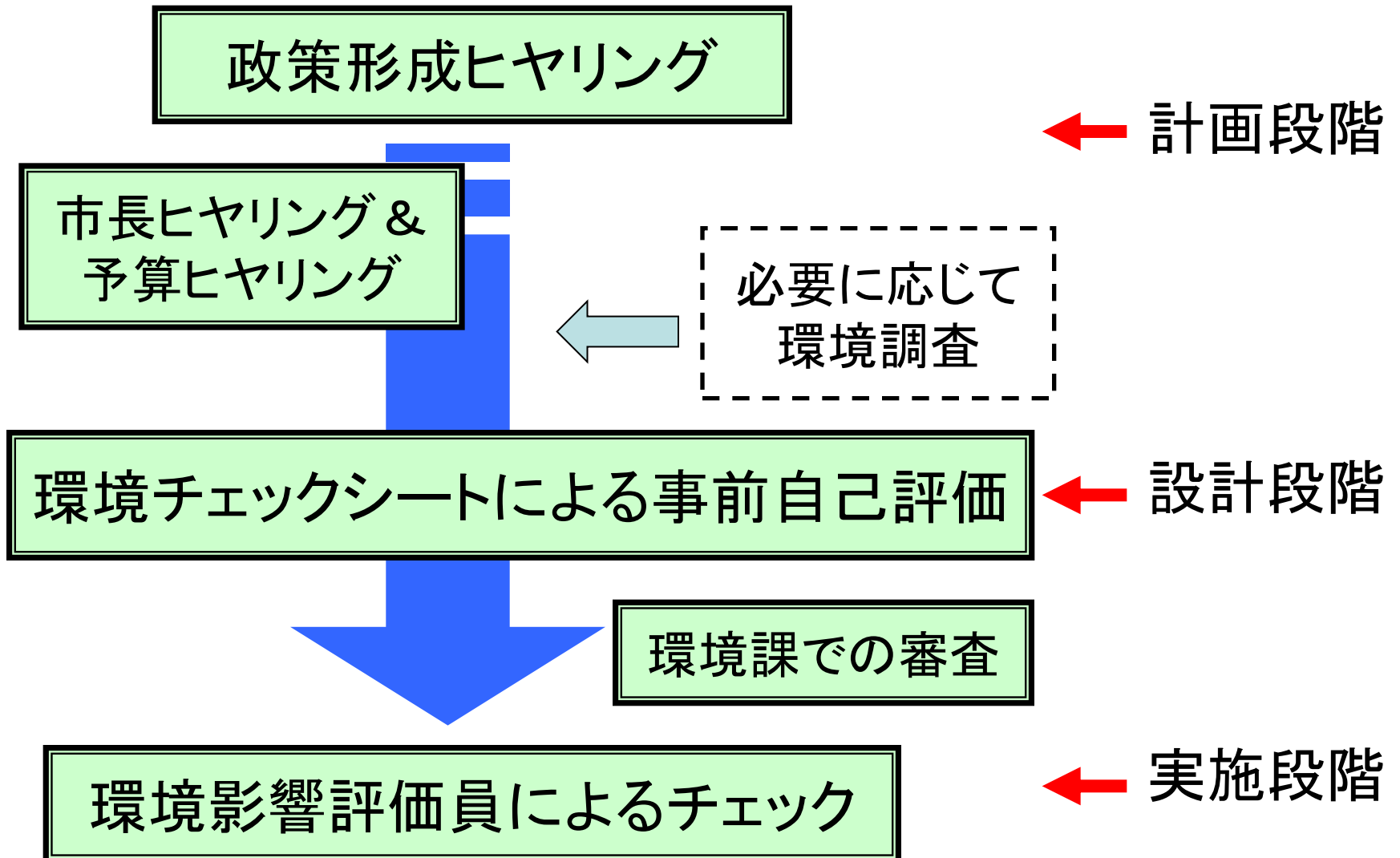
環境影響評価員によるチェック

直接、現場へ出向いたり、担当者へヒヤリングしたりして、各公共事業が事前評価したとおり環境配慮できているか、環境配慮できる内容のものはないかを、市民の目線でチェックする。



担当課での
ヒヤリングの様子

事業実施までの各段階でのチェック



今後の課題

- 総合計画と環境基本計画の進行管理の一元化

- 総合計画は、実行計画シートにより進行管理をしているが、環境基本計画はISO14001の様式によって管理をしている。

- 環境基本計画の事業のほとんどは総合計画の事業としても掲げられている。

→ 2重管理とにならないよう一元管理

- 政策形成ヒアリングの見直しを実施中

